

市内6校が新たに創立150周年を迎えました

野神小学校、伊崎田小学校、有明小学校、通山小学校、尾野見小学校、安楽小学校が創立150周年を迎え、記念事業や式典を行いました。各校が趣向を凝らし、150周年に関連する人文字作成や地域の伝統芸能の披露、記念講演会の開催などを行い、地域とともに150年の節目を祝いました。



▲野神小記念講演会 (東川隆太郎氏)



▲伊崎田小の人文字 (150)



▲有明小記念式典 (児童による発表)



▲通山小記念式典 (伝統芸能チロイ倒し)



▲尾野見小記念式典 (伝統芸能銭太鼓踊り)



▲安楽小の人文字 (150)

TOPIC

市役所の封筒に「広告」を掲載しませんか？

市では、事務用封筒を広告媒体として活用し、民間企業などとの協働により市の財源を確保するため、広告主を募集します。

掲載封筒イメージ



(1) 角形2号封筒

(2) 長形3号封筒

※詳細は、市ホームページよりご確認ください。
(二次元コードから確認できます)



○ 広告サイズ

- (1) 角型2号封筒 縦7cm×横20cm
- (2) 長形3号封筒 縦5cm×横10cm

○ 封筒の発行枚数

- (1) 角形2号封筒 約15,000枚/年
- (2) 長形3号封筒 約30,000枚/年

○ 募集枠数 各3枠

○ 掲載料金

- (1) 角形2号封筒 1枠当たり22,000円
- (2) 長形3号封筒 1枠当たり11,000円

○ 掲載期間 1会計年度を超えない範囲

○ 申込期限 4月9日(水)まで

- 問い合わせ先: 会計課 会計グループ
Tel. 472-1111 (内線 892)

年金インフォメーション

学生納付特例制度をご存じですか？

20歳以上の方は、原則国民年金への加入と国民年金保険料を納めることが義務となっています。保険料を納めることが困難な場合、在学中の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料を納められない時は、未納のままにせず学生納付特例を申請しましょう。

● 特例制度が承認されること...

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。また、病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金(一定の要件あり)を受け取ることが出来ます。

● 受給資格期間に算入されますが、年金の受給額には反映されません
※ 承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。

● 対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する20歳以上の学生で、前年所得が一定基準以下の方

※ 対象となる学校は、日本年金機構ホームページから確認できます。

【前年所得の目安】

128万円+扶養親族等の数×38万円
で計算した額以下

● 手続きに必要なもの

▼ 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート

▼ 基礎年金番号が分かる書類
年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード

▼ 学生であることを証明する書類
在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証(写し)

詳しくは、市役所または年金事務所までお問い合わせください。

■ 問い合わせ先

- 市民環境課 市民年金グループ
Tel. 472-1111 (内線233)
- 市民税務課 市民税務グループ
Tel. 474-1111 (内線113)
- 総務市民課 市民グループ
Tel. 487-2111 (内線226)
- 鹿屋年金事務所
Tel. 099-414215121

共に生きる社会の実現へ

「知ろう・学ぼう」

合理的配慮 #6

この連載は、企業や団体、店舗を含む事業者に対し、合理的配慮の提供が義務化されたことを契機として、これまで5回にわたり、合理的配慮について、事例を交えてお知らせしてきました。

今回をもって連載は終了となります。今回は、あらためて「合理的配慮の提供」について、重要なポイントをお知らせします。

「合理的配慮」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、なぜ負担が重すぎるのかを説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

の特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。中には、障がいのある本人が意思を表示することが困難である場合でも、必要に応じ、障害者の家族や介助者など、支援している人から意思確認をすることも必要です。障がいのある人は、求めたい配慮について、具体的に書き出し、ヘルプカードに自身障がいの特性を書いておいたりするなど、事前に準備しておく、お互いに理解しやすくなります。

これから先も、障がいのある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指していきましょう。

◆ 必要とする支援は個々に異なります。本人の要求や要望を十分に聞き、合理的配慮を提供してください。

■ 問い合わせ先

- 福祉課 社会福祉グループ
Tel. 472-1111 (内線857)